



豊かな明日へ あなたとともに歩みます

# 令和3年度当初予算のポイントについて

令和3年3月

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団

# 令和3年度当初予算のポイントについて

## 1. 資金収支差額について

(単位:千円)

	収入	支出	収支差額
令和3年度	3,330,738	3,370,060	▲39,322
令和2年度	2,179,303	2,191,170	▲11,867
増減	+1,151,435(①)	+1,178,890(②)	▲27,455

(主な増減の内訳)

①損失補償料	+411,000	修繕積立取崩	+584,170
備品積立取崩	+136,000	補助金収入	+250,335
人件費積立取崩	+1(単位計上)	事業活動収入	▲230,071
②2号館建設費用	+875,876	※総額:1,222,132千円(R2~R4)	
1号館改修費用	+59,166	※総額: 92,463千円(R2~R3)	
修繕積立	+550,814	(左記の内、人件費積立 +200,000)	
南野・看多機改修	▲124,838	事業活動支出	▲207,854

- ケアハイツいたみ2号館(※中野北)の建設及びケアハイツいたみ1号館(※中野西)の改修により、**予算の規模は過去最大**
- 南野ステップアップデイサービスセンターのリニューアルオープン(+15百万円)や看護小規模多機能への転換(+59百万円)等があるものの、介護老人保健施設ケアハイツいたみの廃止(▲283百万円)等があり、当期資金収支差額は▲39,322千円(**令和3年度特殊要因**)  
ただし、ケアハイツいたみ2号館の小規模特別養護老人ホームが開設する、**令和4年度に収支は改善**する見込み
- 備品等購入積立資産の必要額等を精査のうえ、**新たに人件費積立資産を設ける**ことで職員等の処遇の安定化を図り、人材を確保

## 2. 主な事業について

### 地域共生社会の実現

- 看護小規模多機能型居宅介護事業の充実
- 障害福祉サービスにおける就労支援機能の拡充
- 南野ステップアップデイサービスセンターで共生型サービスの実施を検討

### 自己実現型介護の実践

- 特別養護老人ホームケアハイツいたみをスタートにICTを活用した自己実現型介護の実践
- 療養通所介護の移転・定員拡充(3名⇒6名)
- 南野ステップアップデイサービスの開設及び荒牧デイの機能訓練実施体制の強化

### 老人ホーム移転・再整備

- ケアハイツいたみ2号館の建設  
(養護・小規模特養・訪問介護)
- ケアハイツいたみ1号館の改修  
(・特養、訪問看護、療養通所介護  
・居宅、高齢在宅、看護小規模多機能)

# 令和3年度の主な事業スケジュール

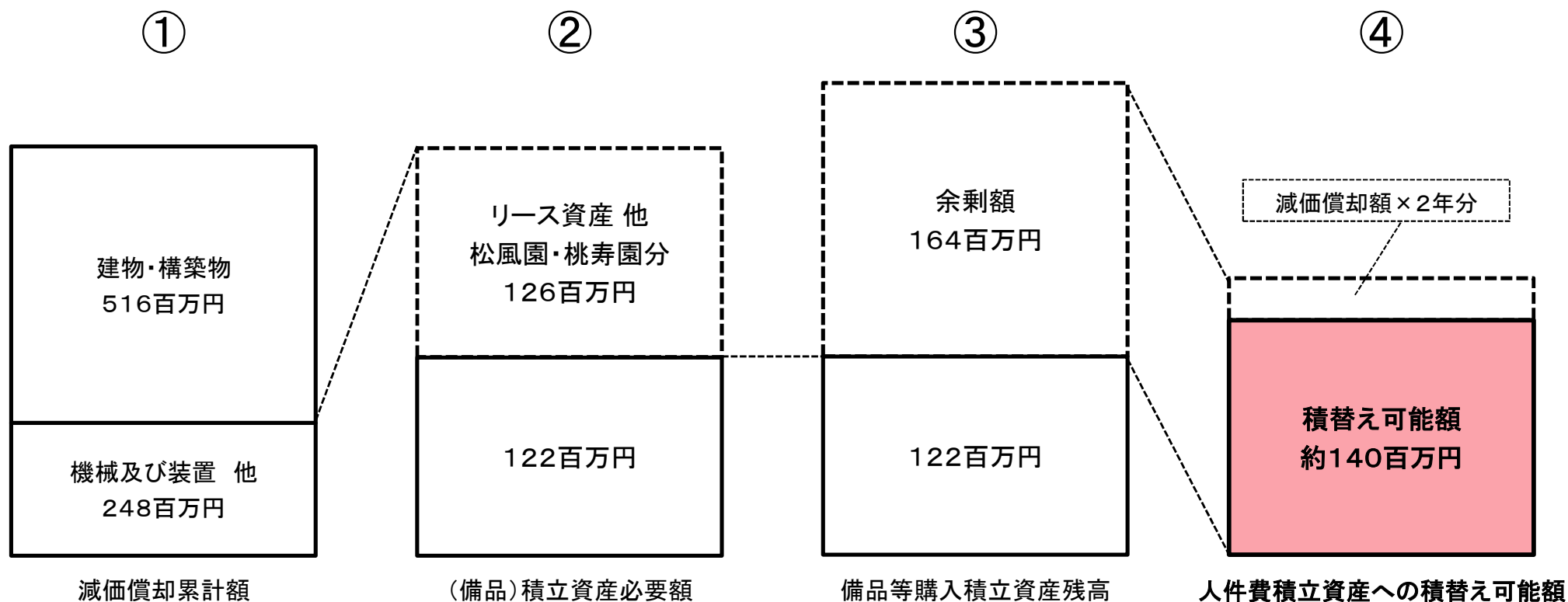
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
松風園(養護) ショートステイ 桃寿園デイ 稲野・鴻池地域包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続</li> <li>・移転準備(養護老人ホーム松風園、稲野・鴻池地域包括支援センター)</li> <li>・統廃合準備(ショートステイ、桃寿園デイ)</li> </ul>			
ケアハイツいたみ2号館 (養護50床+小規模特養 29床+訪問介護等) 【建設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備工事</li> <li>・入札、契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事(令和3年6月着工、令和4年4月竣工を想定)</li> <li>・工事完了後、松風園ご利用者の移転</li> </ul>		
桃寿園(特養) 訪問看護・療養通所介護 【移転】	移転準備	移転		
ケアハイツいたみ1号館 (特養54床+訪問看護+ 療養通所介護6名定員) 【改修】	改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始(特別養護老人ホームケアハイツいたみ)</li> <li>・事業所移転(訪問看護ステーション)</li> <li>・事業所移転及び定員拡充(訪問看護療養通所介護事業所)</li> </ul>		
高齢者在宅 ケアハイツいたみ居宅 【移転】	移転準備	移転 (1階)		
看護小規模多機能 居宅介護さくら(2階)	サービス充実			

※現時点のスケジュールであり、今後変更することがあることに留意が必要

# 【参考】人件費積立資産の積立てについて

備品等購入積立資産の保有しておくべき「積立資産必要額」=減価償却累計額と仮定し、現在所有する固定資産から下記のとおり算出

- ① 法人全体の固定資産のうち、修繕積立資産の取り崩しで対応することが可能な建物及び構築物の減価償却累計額を除き、機械及び装置のほか、備品等購入積立資産を取り崩して対応するものの合計を算出
- ② ①のうち、近年は購入ではなくリースで使用しているものが多い車両運搬具等、並びに移転時に廃棄することを想定し、松風園・桃寿園の固定資産に係る減価償却累計額を控除
- ③ 備品等購入積立資産の残高から、②で算出した「積立資産必要額」を差し引いた額を余剰額とする。
- ④ 単年度の減価償却額が毎年度積み立てていくことが必要な額であることから、当面の2年間分を差し引いた額を人件費積立資産への積替え可能額とする。



- 令和2年度及び令和3年度は事業転換に伴い、一定期間、事業活動収入が減少するため、資金収支差額は赤字となる見込み
- 事業転換が完了し、新しい老人ホームが全面稼働する**令和4年度以降に収支は改善する見込み**
- 資金収支差額が一定期間赤字になるため当期末支払資金残高も減少するが、収支の改善に伴い復元する見込み

## 当期資金収支差額と当期末支払資金残高の推移

